「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」の実施状況報告

建議事項(平成 23 年 8 月 26 日)	実施状況報告(国土交通省)(平成 24 年 2 月)	
(建議事項①) 国土交通省は、消費者の利便性向上を図る観点から、消費者が求める情報を容易に入手できるようにするための措置として、例えば以下の方法により消費者からの相談に一元的なネットワークにより対応できる仕組みを構築すること。	【国土交通省の実施状況】	●平成23年8月以降の住宅リフォームに関する相談件数の推移および、リフォーム瑕疵保険の加入件数の推移について提供願います。
i)全国共通の電話番号にかければ、消費者が望む情報を提供することが可能な地元の地方自治体や国の相談窓口につながり、国と地方の窓口が連携・相互に補完する仕組みを構築すること。	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づき、消費者の利益	●今回の建議を踏まえて、貴省において検討したことや、 新たに取り組まれたことについて具体的に説明願います。
ii)上記i)の取組と並行して、各地方自治体における相談窓口に対し、必要な情報提供・研修等の充実を図ること。		るかについて説明願います。(また、講習会の開催実績について提供願います。) ●今後の各地方自治体における相談窓口に対する情報提供・研修等の予定について説明願います。

ンを作成するとともに、専門家育成プログラムを作成し、各地方自治体における相談窓口に対 する情報提供・研修等の充実を図ることとする。

建議事項(平成23年8月26日)

実施状況報告(国土交通省)(平成24年2月)

(建議事項②)

国土交通省は、リフォーム工事の瑕疵発生防止 担保責任の履行確保を図る観点から、リフォーム 請すること。

i)地方自治体の設けるリフォーム事業者登| 録・紹介制度等に掲載されている事業者の情報 無に関する情報を追加すること。

ii)上記登録・紹介制度等に登録された事業者 推奨すること。

【国土交通省の実施状況】

リフォーム瑕疵保険制度を始めとするリフォームに係る消費者支援制度について、直接消費│●どのような方針・計画に基づいてイベントや説明会を実 及び当該工事に瑕疵があった場合における瑕疵|者に対する周知を図るため、平成23年10月から平成24年3月にかけて、住宅展示場、ホ ームセンター、家電・家具量販店等のリフォームに取り組む多様な業態と連携し、集客力を生 瑕疵保険制度の有用性等について周知するとと│かした消費者向けのイベントを全国53箇所で開催している。また、イベントの開催に併せて、 もに、地方自治体に対し、以下の事項について要 | 各地域の主要新聞紙面において、これらの消費者支援制度の広報を行っている。

> また、平成23年度第3次補正予算の成立により開始した「復興支援・住宅エコポイント制 │●消費者向けイベント開催時等、積極的に消費者支援制度 度」において、ポイントの発行対象として、リフォーム瑕疵保険への加入が追加された。これ に伴い、平成23年12月に、復興支援・住宅エコポイント制度説明会を全国13箇所で開催 し、リフォーム瑕疵保険制度の紹介等を行った。

i)及びii)について

リフォーム事業者登録・紹介制度等については、民間のリフォーム事業者検索サイトのうち、 に、「リフォーム瑕疵保険制度」(注)の登録の有|リフォーム事業者の登録要件としてリフォーム瑕疵保険への加入を義務付けている事業者検索|について、調査の概要と調査結果を踏まえた対応・方針等 サイトの普及を図っている。

> 地方自治体が設けるリフォーム事業者登録・紹介制度等については、全都道府県及び政令指 定都市を対象に調査を行ったところ、16道府県及び8市において事業者登録・紹介制度等が│●各地方自治体におけるリフォームに係る助成制度につい 行われていた。今後、これらの地方自治体に対し、リフォーム瑕疵保険制度に関する情報の追して、調査の概要と調査結果を踏まえた対応・方針等(要請 加等について要請を行うこととする。

また、各地方自治体におけるリフォームに係る助成制度について調査を行ったところ、多数 に対し、「リフォーム瑕疵保険制度」への登録を一の地方自治体において、地方自治体に登録されたリフォーム事業者が施工するリフォームに対 し補助等を行う助成制度が実施されていた。こうした助成制度について、リフォーム瑕疵保険 への加入を補助等の要件化することで、地方自治体における登録事務の軽減やリフォーム工事 の質の確保が図られることから、今後、各地方自治体に対し、助成制度における保険加入の要 件化について要請を行うこととする。

- 施されているかについて説明願います。(また、消費者向 けのイベントおよび復興支援・住宅エコポイント制度説 明会の開催実績について提供願います。)
- の広報をされていますが、周知徹底のための工夫につい て、説明願います。
- ┃●地方自治体が設けるリフォーム事業者登録・紹介制度等 (要請対象自治体および時期等)について、説明願います。
- 時期および方法等)について、説明願います。

(注)リフォーム瑕疵保険制度とは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年 5 月 30 日法律第 66 号)に基づく制度で、消費者が安心してリフォーム工事を行えるよう、建築士による検査と瑕疵 があった場合の保証がセットになった制度である。なお、登録した事業者の情報については公開されている。

建議事項(平成 23 年 8 月 26 日)	実施状況報告(国土交通省)(平成 24 年 2 月)	
(建議事項③)		
国土交通省は、消費者のリフォーム工事取引に	【国土交通省の実施状況】	
関する相談の中で、住宅リフォーム工事価格や解		
約手法に関するものが多いことを踏まえ、これら		
の問題に対処する観点から、例えば以下の取組を		
行うことにより、地方自治体に対する支援の充実		
を図ること。		
;)	; \ <i>I</i> =01.7	
i)住宅リフォーム工事に係る実勢価格等、工事価格の妥当性等について消費者自身が判断す	i)について リフォームの見積書の見方が分からない消費者を支援するため、センターにおいて、実際の	 ●平成24年3月末に完成予定のマニュアルおよび消費者
る際に参考となり得る情報提供の在り方につい	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●十成と4年3月末に元成りたのマニュアルのよび消費有 向けガイドブックの内容について説明願います。(また、
て、地方自治体に技術支援等を行うこと。	兄債者の内谷についてデェックをし、兄債の項目・ル式や兄債並領についての相談、工事返中 や追加費用についての助言等を行うリフォーム無料見積チェック制度を実施している。	同けガイドブックの内容について読明願います。(また、 可能であれば提供願います。)
し、地方日沿体に技術又接等を11分こと。	や追加賃用についての助言等を打りりフォーム無料見慣デェック制度を実施している。 当該制度の実施を通じて蓄積してきた知見を活用し、センターにおいて、地方自治体が同様	円能でめれば快願います。 <i>)</i>
	当該制度の実施を通じて音慣してさた知見を活用し、ピンダーにおいて、地方自治体が同様 の見積チェックを行う際のマニュアルや、消費者が自ら見積をチェックする際のポイント等を	 ●部位別や工事内容別のリフォームの費用についての情報
	の元債/エックを11 7 時のマニュアルド、消貨省が自ら元債をアエックする時のポインド等を とりまとめたガイドブックを作成中である(平成24年3月末に完成予定)。これらのマニュア	●品位別や工事内各別のサフォームの資用に Jいての情報 収集の方法・提供等について説明願います。
	こりよどめたガイドフラフを1F成中である(千成24千3月末に元成了た)。これらのマニュア ルやガイドブックについては、ホームページに掲載するとともに、各地方自治体に対し情報提	牧来の万法・従供寺について武明願いより。
	からガイドンググについては、ホームペーンに掲載するとともに、各地ガロ冶体に対し情報提 供を行うこととする。	
	│	
	よた、消費者がリンオームの貨用の安当性を確認とさるよう、体のフローリングに、望り口へ の貼り替え、トイレやバスタブの交換等の部位別や工事内容別のリフォームの費用について、	
	の船り目え、147 レビバスメンの文操寺の部位がで工事内各所のサフォームの資用について、 情報の収集・提供を試行的に行うこととする。	
ii)いわゆるクーリングオフ制度に関する情報	ii)について	
について、相談窓口を通じて消費者に対し十分に	リフォーム相談窓口における訪問販売に関する相談への対応を支援するため、センターにお	
周知されるよう、情報提供の充実を図るための技	いて、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に基づくクーリングオフ制度、過	
術支援等を行うこと。	量販売・次々販売の契約解除、不実告知・事実不告知への対応等についてポイントをまとめた	
	資料を作成し、前述の住宅リフォーム相談窓口担当者等講習会において、配布・説明を行った。	
	また、クーリングオフ制度について、直接消費者に対する周知を図るため、前述の「住宅リフ	
	ォーム支援制度ガイドブック」において、新たにクーリングオフに関する内容を追加した。	
(注) センターとは住宅リフォール・公会処理支援も		

(注) センターとは住宅リフォーム・紛争処理支援センターのことをいう。

建議事項(平成23年8月26日)

実施状況報告(国土交通省)(平成24年2月)

(建議事項④)

国土交通省は、住宅リフォームに関する消費者 より、その実効性を確保すること。

i)地方自治体等と連携の上、高齢者が手に取 ってみる機会が多いとされる地方自治体発行の 周知を図ること。

ii) 住宅所有者に対し定期的に通知(例えば、 固定資産税・都市計画税の納税通知書)を行う行 項①の i)で述べた仕組みについて周知を図るこ ہ ع

【国土交通省の実施状況】

リフォーム瑕疵保険制度、リフォーム無料見積チェック制度、弁護士等による無料専門家相 問題を抜本的に解決する観点から、住宅リフォー|談制度等、リフォームに係る消費者支援制度について、直接消費者に対する周知を図るため、 ムに関する無料相談制度等の消費者支援制度の│平成23年10月から平成24年3月にかけて、住宅展示場、ホームセンター、家電・家具量 認知度を格段に高めるための措置として、例えば | 販店等のリフォームに取り組む多様な業態と連携し、集客力を生かした消費者向けのイベント 以下の方法により当該制度の周知を行うことに│を全国53箇所で開催している。また、イベントの開催に併せて、各地域の主要新聞紙面にお いて、これらの消費者支援制度の広報を行っている(再掲)。

> また、弁護士等による無料専門家相談制度については、平成23年12月以降、専門家相談 を実施する全国52の弁護士会と連携し、各地域の主要新聞紙面において広報を行っている。

i)について

地方自治体発行の広報誌への掲載については、平成23年1月に広島県福山市、3月に茨城 広報誌への掲載や、高齢者に接する機会が多い者│県城里町及び大分県国東市、9月に茨城県河内町の広報誌において、センターの相談業務に関 (例えば、民生委員、ケアマネージャー)からの│する広報記事の掲載を行った。また、前述の住宅リフォーム相談窓口担当者等講習会において、 広報誌への掲載の要請を行ったところ、7の地方自治体等から、広報誌やホームページへの掲 載を行いたい旨の回答があった。

> 今後とも、広報誌への掲載について各地方自治体に要請を行うとともに、福祉担当部局や社 会福祉協議会にも情報提供を行い、高齢者を始めとする消費者への制度の周知を図ることとす る。

ii)について

住宅取得者に対し、センターが実施する相談業務やリフォームに係る消費者支援制度の周知 政機関と協議の上、当該通知に合わせて、建議事│を図るため、平成22年4月から平成23年8月末までに住宅瑕疵担保責任保険への加入がな された住宅(約34万件)の取得者を対象に、これらの制度の概要を記載したダイレクトメー ルと、「住まいるダイヤル」のロゴ及びナビダイヤルを記載したクラックスケールの発送を行っ

> 今後、各地方自治体に対しアンケート調査を実施し、固定資産税・都市計画税の納税通知書 への掲載に必要な手続や費用に関する実態把握を行い、継続的な住宅取得者に対する周知が行 えるような仕組みについて検討を行うこととする。

(注) センターとは住宅リフォーム・紛争処理支援センターのことをいう。

建議事項(平成 23 年 8 月 26 日)	実施状況報告(国土交通省)(平成 24 年 2 月)	
とされた対策へのこれまでの取組状況について 検証を行い、その結果を踏まえ、悪質リフォーム による被害の防止とリフォーム工事に係るトラ	る適切なリフォームの推進のために」を踏まえ、住宅リフォーム相談窓口のリスト化等による 消費者へのきめ細やかな情報提供、相談窓口の担当者に対する研修の実施等を通じた地方自治 体における相談体制の一層の充実、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正や	事に係るトラブル回避に向けた取組として、具体的にはどのようなことを検討されているか説明願います。 ●法制上の対応等の考え方として、例えば、書面交付の徹底を図るための仕組みについて検討することを例示していますが、当該例示を含めてその後の検討状況について説明願います。
(その他)		 ●東日本大震災により、多くの既存住宅に被害が発生したところ、リフォーム工事が増加したものと推測されるが、住宅リフォームに関してどのような問題があると認識し、それに対して、どのような対応をなされているか、ご検討中の取組などがあればそれも含めて説明願います。 ●住宅用太陽光発電システムの設置等省エネリフォームが急速に拡大しているところ、省エネリフォームに関してどのような問題があると認識し、それに対して、どのよ

	ばそれも含めて説明願います。

⁽注)訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴い消費者被害が生じ、社会問題となっていることから、これを視野に入れつつ、国土交通省としての総合的な対策を検討することを目的として平成 17 年7月に設置されたもの(委員長は巽和夫 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会会長)。